

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】令和3年11月25日(2021.11.25)

【公開番号】特開2020-87667(P2020-87667A)

【公開日】令和2年6月4日(2020.6.4)

【年通号数】公開・登録公報2020-022

【出願番号】特願2018-219300(P2018-219300)

【国際特許分類】

H 01 M 50/50 (2021.01)

H 01 M 50/572 (2021.01)

【F I】

H 01 M 2/20 A

H 01 M 2/20 Z

H 01 M 2/34 B

【手続補正書】

【提出日】令和3年10月15日(2021.10.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

電極端子を備える複数の蓄電素子により構成される蓄電素子群に取り付けられて前記複数の蓄電素子を接続する接続モジュールであって、

外部接続部と、前記外部接続部から延びる複数の配索経路を備えるフレキシブルプリント基板と、

前記配索経路に接続されて、隣り合う前記蓄電素子の前記電極端子同士を接続する複数の接続部材とを備え、

前記外部接続部が折り畳まれていることにより、前記複数の配索経路が積層されて積層部を構成している、接続モジュール。

【請求項2】

複数の前記接続部材と前記積層部とを保持する保持部材を備え、

前記保持部材が、載置板と、前記載置板との間で前記積層部を保持する押さえ片とを備えており、

前記配索経路が、屈曲され、その折り角度が変化することで伸縮可能となっている伸縮部と、前記伸縮部に連なり、前記接続部材が接続されるバスバー配置部とを備えており、

前記積層部が、前記伸縮部の屈曲変形が許容された状態で、前記押さえ片と前記載置板との間で挟まれて保持されている、請求項1に記載の接続モジュール。